

## 仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成22年(ヨ)第 3758 号 仮処分  
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、  
債権者に 金30万円  
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

### 主 文

債務者 は、債権者 に対し、別紙スレッド目録記載のウェブサイ  
トを仮に削除せよ。

平成 22 年 11 月 22 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 佐藤隆幸

当事者目録

東京都港区海岸1丁目2番20号

債権者 株式会社 システナ  
代表者代表取締役 逸見 愛親

(送達場所)

〒231-0012 横浜市中区相生町1丁目15番地 第2東商ビル4階

電話 045-680-1135

ファックス 045-680-1145

債権者代理人弁護士 濱 田 崇

シンガポール共和国 〒068589 テロック・エア・ストリート120

(120 TELOK AYER STREET SINGAPORE 068589)

債務者

パケットモンスターインク ピーティーイー エルティーディー

(PACKET MONSTER INC. PTE.LTD.)

代表者取締役

エフェンディ アーメッド ハリス メリカン

(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

## スレッド目録

「【システムプロ+カテナ】システナ Part1 【合併】」という題名にして、下記の URL で表示されるウェブサイト

記

<http://yuzuru.2ch.net/test/read.cgi/job/1275228574/>

これは正本である。

平成 22 年 11 月 22 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 伊藤 秀

